

津島キャンパス内・周辺における喫煙・受動喫煙について

＊ 対象：津島地区の学生、教職員

安全衛生統括部

本学は、キャンパス全面及び津島地区北キャンパス北側学外区域を禁煙区域に指定しています。

安全衛生統括部では、キャンパス周辺の喫煙パトロールを週に複数回、巡回し、喫煙者へ声掛けを行っています。

また、喫煙や吸い殻のポイ捨てが多いエリアへ掲示やサインキューブを設置するなど、禁煙・受動喫煙防止に向けた活動に取り組んでいます。

【津島キャンパス内における喫煙・受動喫煙について】

しかしながら、津島キャンパスでは一般教育棟に向かうエリア（写真）[次ページ地図①]とその周辺における喫煙や受動喫煙について、学生・教職員から苦情が多く寄せられています。



下記の表に示すとおり当該エリアにおける吸い殻本数の増加が認められます。

[巡回時に回収したタバコの吸い殻の本数（当該エリア）]

[単位：本]

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
令和5年度	43	16	99	93	26	44
令和6年度	256	114	146	90	73	65
令和7年度	581	617	1,338	1,066	742	496

【津島キャンパス周辺（学外区域）における喫煙・受動喫煙について】

津島キャンパス周辺の学外区域においても、工学部 1 号館北側の通路を出たエリア[地図②]や、陸上競技場南側の通路を出たエリア[地図③]で喫煙の実態があり、受動喫煙や吸い殻のポイ捨てについて、近隣住民から苦情が寄せられています。

地図（喫煙に関する苦情があった場所）



【喫煙者の方々へのお願い】

喫煙者の方々は、岡山大学の一員としての自覚を持ち、ルールやマナーを守ってください。

喫煙による健康被害から学生・教職員を守るため、キャンパス内全面禁煙のルールを「厳守」してください。

また、近隣住民や通行人の方々を受動喫煙から守るため、キャンパス周辺の学外区域においても、喫煙は厳に慎んでください。

＊ 喫煙者には、「望まない受動喫煙をさせないように配慮する義務」が法律で課せられています。

＊ タバコの吸い殻や空き箱のポイ捨ては犯罪行為であり、軽犯罪法や市町村の条例による処罰の対象となるので、絶対に行わないでください。